

# 生徒指導便り 令和4年度11月号

長崎県立長崎南高等学校生徒指導部

## 11月の重点指導項目

### 夫見貝り正しい生活

4点固定（起床時刻、帰宅時刻、学習開始時刻、就寝時刻）できていますか？

## ○今月の重点指導項目について

### ①下校時刻の一部変更等について

今年度から冬時間（11月～2月）でも下校時間は男女とも19時完全下校となりました（受験を間近に控え、指導を受ける生徒については遅くなる場合があります）。ただ、依然として19時を過ぎているのに、急ぐこともなく下校している生徒を見かけます。すべての生徒が自ら時間を意識して行動できるよう粘り強く指導を続けていきたいと考えています。

### ②携帯端末の適切な利用について

近年、携帯端末に関する問題行動が頻発しております。不適切な画像（動画）や他人の画像（動画）を無断で撮影・掲載したり、誹謗・中傷をしたりするなどの事案が発生しております。いじめに発展するケースも少なくありません。

また、1日の使用時間が2時間を超える生徒が相当数存在していることも判明しています。つまり、帰宅後の学習にあてるべき時間の大半を「スマホいじり」に費やしたり、睡眠時間を削って利用したりしている生徒が少なくないということです。

携帯電話の持ち込みや携帯電話絡みの事案で生徒を指導するときに最近は「スマートとの距離感」の話をします。以前はスマホは持たない方がいいよ、と指導をしていたのですが、現在では高校生が、スマホを所有しているという前提で話を進める必要があると考えます。大人でも時間を忘れて没頭してしまうことのあるスマホ、あんなに面白い電子機器が無防備な子どもたちに渡されて、大人以上に没頭しないわけがありません。だからこそ、その距離感を考えさせる、今どれくらいまで害されているかを認識させる、そういう指導が必要ではないかと考えます。お子さまの心身の健康を保持し、犯罪の被害者・加害者にしないためにも、保護者の皆様におかれましても、お子さまの携帯端末の利用に関しまして管理・監督をお願いします。

#### （参考）

##### 携帯端末の不適切な使用により抵触する可能性のある法律・条例

- 他人の画像の無断掲載…名誉毀損罪（3年以下の懲役又は50万円以下の罰金）
- 他人の画像の無断撮影…長崎県迷惑行為等防止条例（盗撮行為）（6月以下の懲役又は50万円以下の罰金）
- 誹謗・中傷…侮辱罪（1年以下の懲役もしくは禁錮、30万円以下の罰金等）
- 18歳未満のわいせつ画像の所持・掲載…児童ポルノ禁止法（1年以下の懲役又は100万円以下の罰金）

裏面に続く

## ○自己指導能力の向上

ここ数年、生徒を指導したり、支援したりする場面を振り返ると、問題の発生要因にはいくつかの特徴があるように感じています。

- ・してはいけないことと分かってはいたが我慢できなかった
- ・自分の気持ちを抑えきれなかった（衝動的に行動してしまった）
- ・（冷静に考えれば分かることであったのに）その場で相手の気持ちを想像できなかった
- ・場の空気を読めなかった

心の弱さ、人と関わる力の弱さ（他を思いやる力の低さ）に起因する事例が多く、問題化するケースが増えているように思います。

私たち大人は、子どもたちに「自分が周囲の役に立っている」という実感（自己有用感）を持たせると同時に、互いに尊重し合う態度を身に付けさせ、様々な場面で自己決定の場面を設定すること等を通して、自分達自身で問題を解決する力を育っていく必要があると考えています。

## ○スマホ絡みのトラブル その3（その1は9月号にその2は10月号に掲載）

### （1）メッセージアプリでの悪口・仲間外れ

「〇〇ちゃんの話ってさー、いつも面白くない」とうっかり「？」を付け忘れたために、一方的にグループから外されてしまった。会話の流れが速く、些細なことでも誤解や感情の行き違いが生じやすいグループトーク。悪口ステメ（LINE のステータスマッセージに悪口を書く）等も要注意。

### （2）投稿から個人が特定されたことによる被害

ある情報を位置情報オフで撮影した写真を投稿したのに、写真の背景から場所を特定されて生活範囲がばれ、知らない人につきまとわれるようになった。ピースの指紋が判別されることさえある。非公開設定にして特定の人とだけシェアを。

### （3）心のよりどころだったSNS上の知人による誘い出し

つらいことが続き、SNSにつぶやいているときに、気持ちが落ち着くメッセージをくれる人に出会い、DMでやりとりするうちに会いに行くことになったが、そのまま行方不明になり、親が警察に捜索願を出すことに。

### （4）SNS経由のチケット転売による詐欺被害

好きなアーティストのコンサートのチケットが完売で諦めていたが、「チケット譲ります」という投稿を発見。「支払いが早い人優先」と言われ、指定の口座に急いで振り込んだが、チケットは届かず、売り手のアカウントも削除され、だまされたと気づいた。チケット不正転売禁止法という法律も2019年6月に施行されています。

### （5）スマホの過度な使用による生活や体調への支障

友人とのトークが連日深夜まで続き、朝起きるのがつらくなり、眠たくて授業にも集中できなくなった。体調や成績にも影響が出ているのですが、友人とのトークはやめられない。結局休みがちになり高校をやめることになった。